

## 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、動物の愛護及び管理に関し、県、県民及び動物の所有者の責務を明らかにし、並びに必要な事項を定めることにより、県民の動物の愛護に関する意識の高揚、動物の虐待及び遺棄の防止等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (2) 愛護動物 法第44条第4項に規定する愛護動物をいう。
- (3) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。

(県の責務)

**第3条** 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

**第4条** 県民は、動物の愛護についての理解を深めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物の所有者の責務)

**第5条** 動物の所有者は、その所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めるとともに、やむを得ない事情により終生飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、適切に飼養することができる者に当該動物を譲り渡すよう努めなければならない。

(普及啓発等)

**第6条** 県は、動物の虐待及び遺棄の防止その他の動物の愛護及び適正な飼養に関し、普及啓発を図るものとする。

2 県は、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするために講ずる措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(動物の返還及び譲渡しの推進等)

**第7条** 県は、県が引き取り、又は収容した犬、猫その他の動物について殺処分がなくなることを目指して、動物の返還及び譲渡しの推進その他の施策を講ずるものとする。

(市町村等との連携)

**第8条** 県は、市町村、動物の愛護を目的とする団体、法第38条第1項に規定する動物愛護推進員その他関係者と連携して、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するものとする。

(愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等)

**第9条** 愛護動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する愛護動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) その愛護動物が道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、若しくは占有する土地若しくは物件を汚損し、又は損壊しないよう必要な措置を講ずること。

(2) その愛護動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) その愛護動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずること。

(4) 飼養する愛護動物の数は、その愛護動物を終生飼養できる環境を確保し、及び周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないよう管理することが可能な範囲内の数とすること。

2 犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載した首輪、名札又はマイクロチップ（法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。）の装着その他の措置を講じなければならない。

3 猫の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する猫の疾病を予防し、不慮の事故を防止する等その健康及び安全を保持し、並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせることがないようするため、その猫を飼養施設で飼養又は保管するよう努めなければならない。

(所有者又は占有者を確知することができない猫への給餌等)

**第10条** 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌及び給水（以下この条において「給餌等」という。）を行う者は、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに容器等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないようにこれを行わなければならない。

(多数の犬又は猫の飼養等の届出)

**第11条** 犬又は猫の所有者又は占有者（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その所有し、又は占有する犬又は猫（生後90日以内の犬又は猫を除く。）の数（犬及び猫の双方の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数。以下「飼養数」という。）が一の飼養施設において10以上となったときは、30日以内に、その飼養施設ごとに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

**第12条** 前条の規定による届出をした者は、同条各号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る飼養施設における飼養若しくは保管を廃止したときは、30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(特定動物が逸走したときの措置)

**第13条** 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに知事に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、周辺の地域の住民への周知その他の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

(事故が発生したときの措置及び届出)

**第14条** 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命

又は身体に害を加えたときは、被害の拡大を防止するための措置を講じ、規則で定めるところにより、直ちに、事故の状況、講じた措置の内容等を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

**第15条** 知事は、第9条から前条までの規定の施行に必要があると認めるときは、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

(報告の徴収)

**第16条** 知事は、第9条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、その動物の飼養若しくは保管又は給餌等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

**第17条** 知事は、第9条(第3項を除く。)及び第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

**第18条** 県は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(市町村への協力)

**第19条** 県は、市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(市町村条例との関係)

**第20条** この条例の規定は、市町村が、当該市町村の実情に応じて、動物の愛護及び管理に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (2) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して正当な理由なく陳述を拒否し、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

**第23条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

**第24条** 第11条又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(沖縄県動物愛護管理員設置条例の廃止)

- 2 沖縄県動物愛護管理員設置条例（令和2年沖縄県条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に飼養数が一の飼養施設において10以上である者に対する第11条の規定の適用については、同条中「30日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内」とする。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。